

防衛省職員募集（受験）案内

陸上自衛隊姫路駐屯地では、防衛省職員として営繕(ボイラー)業務に従事する係員を募集します。

1 採用職種及び応募資格

採用職種	採用人員	業務内容及び応募資格
行政職（二）営繕 （ボイラー）	1名	(1) 業務内容 駐屯地における設備管理業務 (2) 応募資格 2級ボイラー技士資格保有者又は資格取得の見込みがある者
次のいずれかに該当する者は受験できません。		
(1) 日本の国籍を有しない者		
(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者		
○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者		
○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者		
○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		
(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）		
(4) 自衛隊法第44条の6（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）に該当する者（この選考による官職では、令和5年度中に61歳に達する者）は、法令の規定により、採用できません。		

2 受付期間

令和5年9月4日（月）～令和5年10月27日（金）
（郵送） 令和5年9月4日（月）～令和5年10月27日（金） （令和5年10月27日必着）

※ 応募者多数の場合は、繰り上げて締め切らせていただきます。

3 試験日時及び試験会場

(1) 試験日時

令和5年11月14日（火）午前9時00分～午後4時00分

令和5年11月15日（水）午前9時00分～午後4時00分（予備日）

※ 試験時間の細部は、後日送付する「選考採用試験通知書」に記載します。

(2) 試験会場

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

4 試験種目等

種 目	内 容	時 間
筆記試験 (ボイラー) (多肢選択式)	専門科目(ボイラー業務に関する。)についての 専門的事項	30分
身体検査	勤務に支障があるか否かについての医学的検査(主として胸部 疾患(胸部X線撮影を含む。)、尿、その他一般内科系検査) ※ 女性受験者は、運動着を携行してください。	
口述試験	人柄、知識等についての個別面接	20分

5 応募要領

提出書類			請求・提出先及び問合せ先
1	事務官等応募票、履歴書 (所定の様式を使用してください。)	2部	陸上自衛隊 姫路駐屯地業務隊 総務科 職員人事担当 守(もり) 〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町 1-70 079-222-4001 (内線 318 番) 受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く。)
2	最終学歴の卒業証明書(義務教育を除く。)の写し (受付期間に間に合わない場合は試験日に提出可)	1部	
3	資格証(写) ※ 資格取得見込みの場合は、合格証の写し	1部	
4	返信用封筒 (長形3号 120mm×235mm、宛先を明記し、 84円切手を貼付したもの) ※ 選考採用試験通知書の送付用	1部	
<p>なお、最終学歴が専門学校の場合は、高校・短大・大学等の卒業証明書もあわせて提出してください。</p> <p>提出書類は、A4サイズが入る封筒(角形2号、240mm×332mm)に折らずに入れてください。</p>			

- (1) 事務官等応募票に、所要の事項を自筆で記入し、写真(脱帽、上半身、正面向きで、6か月以内に撮影したもの)を貼付してください。
注:陸上自衛隊姫路駐屯地ホームページから事務官等応募票を印刷する場合は、A4横の用紙に表裏の上下を揃えて両面印刷をして下さい。
- (2) 応募される方は、必ず「特定記録」又は「簡易書留」により処置してください。
- (3) 応募者には、令和5年11月8日(水)までに「選考採用試験通知書」を本人宛に郵送予定です。手元に届かない場合は、上記問合せ先までご連絡ください。
- (4) 現(元)自衛隊員(事務官、技官を含む。)の場合は、現(元)所属部隊名、官名・階級、認識番号(個人番号)、在職期間(分かれば年月日まで)を事務官等応募票の職歴欄とは別に資格免許等欄にも記入してください。
- (5) 提出していただいた応募票等の書類につきましては、返却できませんのでご了承ください。

6 結果通知及び採用予定日

(1) 結果通知

令和5年12月中旬頃、受験者全員に試験の結果を通知します。

(電話による問い合わせには応じません。)

(2) 採用予定日

令和6年2月1日(木)、令和6年3月1日(金)及び令和6年4月1日(月)

のいずれか応募者の希望日

7 採用後の勤務地

陸上自衛隊姫路駐屯地

8 採用後の処遇等

(1) 身分

特別職国家公務員 防衛技官

(2) 人事管理

防衛省の方針による。

(3) 給与等

採用時の給与・手当等は、次表の額を基準として学歴・職歴等により、人事院規則の規定により決定されます。

適用俸給表及び級号俸	俸給月額	地域手当	合計
行政職(二)1級17号俸	151,900円	4,557円	156,457円

※ この他に、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当(ボーナス)等が一般職の国家公務員に準じて支給されます。

9 その他

(1) 勤務時間等

1日の勤務時間は、7時間45分

原則として、土曜、日曜及び祝日は休みで、週休2日制をとっています。

(2) 休暇

1年に20日の年次有給休暇(採用年(2月1日採用は18日)(3月1日採用は17日)(4月1日採用は15日))のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、年末年始、結婚、出産、忌引等)、介護休暇等があります。

なお、年次有給休暇は、20日を限度として翌年に繰り越されます。

(3) 人事管理

人事管理については防衛省の方針によるため、採用後に職務や勤務地が変更されることがあります。